

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

Definition of Non-Self-Governing Territories

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1967-12-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 家, 正治, Ie, Masaji メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2136

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



非自治地域の確定 (I)

家 正 治

はじめに

- I 非自治地域に関する宣言
- II 非自治地域確定のための諸活動
 - i) 非自治地域のリスト
 - ii) ベルギー・チーゼ
 - iii) スペインおよびポルトガル領問題 (以上本号)
- III 植民地独立付与宣言
- IV 植民地独立付与宣言履行特別委員会の諸活動
 - i) 宣言適用地域の暫定リスト
 - ii) 仏領ソマリーランドおよびオマン問題
 - iii) プエルト・リコおよびコモロ諸島問題

む す び

付 表

はじめに

第一次大戦後国際連盟の下で、新しい植民地統治の方式である委任統治制度が設けられ、植民国家はその施政において連盟という国際組織の監督をうけることになった。⁽¹⁾しかし、この制度の下におかれた地域は、戦前ドイツとトルコの主権下にあった⁽²⁾14の植民地だけで、連合国が従来保有していた植民地については、委任統治制度は適用されなかった。⁽³⁾委任統治地域以外の植民

(1) もっとも連盟規約上認められていたのは、受任国による年報の提出だけであった。また運用上の必要から委任統治地域住民の請願を認めることにしたが、その請願は受任国を通じてしか行うことはできなかった。田畑茂二郎、国際法、1966、岩波全書、247-263頁参照。

(2) イラクは独立を達成し、後13の地域となる。

(3) Mencer, G., Colonialism and International Law, Review of Contemporary Law, 1961, (II) 参照。

地については、連盟規約は第23条(b)において、「自国ノ監理ニ属スル地域内ノ土着住民ニ対シ、公正ナル待遇ヲ確保スルコトヲ約ス」と規定するだけで、⁽⁴⁾実際にこの規定を履行するための機関はなんら作られなかった。

第二次大戦後、連盟の委任統治制度をひきつぎ、国際連合の下に信託統治制度が設けられた。しかしこれは信託統治地域にのみ関するものであって、植民地全般に関するものではない。これに関しては、憲章の第11章において非自治地域制度を設け、後に見るように微温的なものであるが、加盟国として負うべき義務を規定している。

それではこの非自治地域制度の下におかれる地域はどのような地域であるのか、またそれら地域を決定するのは誰であるのか。すなわち施政国であるのか、国連自身であるのか、問題になるであろう。また1960年12月14日の総会で、「植民地独立付与宣言」が採択されたが、この宣言が妥当する地域はどのような地域なのであろうか。これらの諸点を整理し、分析する必要があるであろう。

I 非自治地域に関する宣言

国連憲章第11章において、「非自治地域に関する宣言」を行ない、非自治地域を統治する国連加盟国の負うべき義務を規定している。第73条前段は、基本的義務としての原則をかかげ、その具体的義務を同条後段 a 項より e 項および第74条で規定している。しかし直接施政国に課す実質的な義務は、第73条(e)の情報送付の義務しか存在しない。この情報送付の義務にも種々の制限が付されており、その情報は(1)経済的、社会的および教育的状態に関するものであること、⁽⁵⁾(2)安全保障および憲法上の制限に従うこと、⁽⁶⁾および(3)情報用と

(4) Bentwich & Martin, A Commentary on the Charter of the United Nations, 1950, p. 141.

(5) この点で一つの大きな問題になったことは政治的情報が送付されるべきかどうかということであった。Usha Sud, United Nations and the Non-Self-Governing Territories, 1965, pp. 55-75 参照。

(6) 第二章、第3節参照。

(7) して送付される、ということである。このように信託統治制度と比較して非自治地域制度の場合、施政国の負う義務は非常に微温的なものであるが、施政国が非自治地域を施政するかぎり、これらの義務には従わなければならない。信託統治制度の下におかれる地域については、憲章は第77条において、(1)国際連盟の委任統治制度の下にあった地域、(2)第二次大戦の結果、敵国から分離された地域、(3)施政について責任を負う国によって自発的にこの制度の下におかれる地域、の三種が予定されており、憲章上ははっきりとこれを明記している。

一方非自治地域制度の下におかれる地域として、第73条は「人民がまだ完全には自治を行うに至っていない地域」と定義している。したがって、これらの地域にはその原住民が相当程度の政治に参与している地域であれ、まったく参与を認められていない地域であると問わず、またその地域がかつて敵国の領土であった地域であろうと、連合国が保有していた地域であろうと、自治を達成していないあらゆる従属地域を指す⁽⁸⁾のであって、信託統治地域を含め植民地⁽⁹⁾、属領等すべてを包含するものである。このように信託統治制度を規定する第12章および第13章は、第11章にたいして特別規定であり、逆に第11章は第12章および第13章の一般的規定という関係になる。

それでは信託統治制度の下におかれることを予定されている地域以外の非自治地域はどのような地域であろうか。「人民がまだ完全には自治を行うに至っていない地域」との定義はあるものの、それ以上に具体的にまた地理的にのべられてはいない。しかし確かなことは、国連加盟国の支配の下にある非自治地域にのみ適用されるということである。このことは第73条において

(7) この点より施政国は、情報は情報用のために送付するのであって、審議されるために送付されるものではないとし、反植民地主義諸国の主張するそれを処理する委員会の設置に反対した。

(8) 国際連合信託統治理事会、外務省国際協力局、昭和31年、22頁。

(9) Brierlyによれば植民地とは、割譲条約、併合、時効あるいは征服によって取得された土地であり、それらは憲法上自国の政府組織に組み入れられることなく従属地となるところである。J. L. Brierly, *The Law of Nations*, 1963, p. 173.

非自治地域の「施政を行う責任を有し、または引き受ける国際連合加盟国は、この地域の住民の利益が至上のものであるという原則を承認」とし、また第74条では、国際連合加盟国は、非自治地域に関するその政策を善隣主義の一般原則に基かせなければならないことに同意する、とあることから明白である(傍点筆者)。たとえ第11章がこのように規定していなくとも、非加盟国下の地域には第11章は適用されないことは明らかである。⁽¹⁰⁾例えばスペインおよびポルトガルが1955年に国連に加盟するまでは、それらの海外領土にたいして憲章第11章はなんら関与するところのものではなかったのである。

以上のように、第11章は施政国の義務の点においても、非自治地域の定義の点においても漠然としている。しかし現在にいたる国連の諸活動は、それによって阻害されたのではなく、反植民地主義諸国の比重の増大とともに発展してきた。Toussaintの言うように「漠然と曖昧にのべられている法文書は、法的修正なしに発展することができる故に、負債というよりは資産となる傾向がある」⁽¹¹⁾のである。以下非自治地域の確定のために国連がとった諸活動⁽¹²⁾を見ていくことにする。

II 非自治地域確定のための諸活動

非自治地域確定のための国連の活動を見る場合、二つの側面から考察されなければならない。一つは第73条(e)の求める情報が送付される地域のリストを作成することであり、第二は「自治」を定義する問題である。第73条(b)は「各地域およびその人民の特殊事情ならびに人民の進歩の異なる段階に応じて、自治を発達させ、人民の政治的願望に妥当な考慮を払い、かつ、人民の自由な政治制度の漸進的発達について人民を援助すること」と規定する。す

(10) C. E. Toussaint, *The Trusteeship System of the United Nations*, 1956, pp. 232-233.

(11) C. E. Toussaint, *The Colonial Controversy in the United Nations*, *The Yearbook of World Affairs*, 1956, p. 171.

(12) なお非自治地域の定義については、新城利彦、国際連合と非自治地域、*国際連合の研究* (I), 1962, 190-192頁参照。

なわち施政国は、非自治地域の「自治を発達させる」義務を持ち、地域が自治を達成しない場合、施政国は情報を送付しつづけなければならない。それではいつ自治が達成したものと考えられるかは、自治の基準がなければ決定することはできない。また自治の基準がなければ、施政国は非自治地域に形式的な自治を与えて、第11章の義務から免れようとするであろう。このように以上の二つの問題は、非自治地域確定問題の両側面をなしているが、後者の問題は、非自治地域の情報停止の問題、すなわち非自治地域の自治・独立の達成の問題として稿を改めることにする。

i) 非自治地域のリスト

サン・フランシスコ会議でのオーストラリアの提案では、「総会は、当該地域の経済的、社会的および政治的發展について施政国が年報を与えることが施政国の義務となる地域を指定することができる」となっており、また総会はそのような地域を指定する前に施政国の会議を招集し、総会はその勧告を考慮しなければならないとなっていた⁽¹³⁾。この提案のように、非自治地域の具体的な指定方法を設けていない現行の憲章の下において、国連がとった手続は次のようなものであった。

第一総会第一部は、事務総長にたいして、第73条(e)の下に加盟国が送付する情報を、国連の事業に関する年次報告に含めるよう要請した。このため事務総長は必要な情報を得るために、1946年6月29日に全加盟国に書簡を送付し、各加盟国の管轄下にある非自治地域を列挙することを求め、さらに非自治地域を決定する場合考慮さるべき要因について見解を求めた⁽¹⁴⁾。要因についての加盟国の回答は、(1)非自治地域の確定のための定義と基準を提示したものの、(2)あらゆる場合に妥当する定義を行うことは困難とする見解、および(3)その地域の決定は当該国家の排他的管轄内の問題であるとする立場に分かれた。これに基き総会は1946年審議したが、結局しばらく非自治地域を定義し

(13) Documents of the United Nations Conference On International Organization, San Francisco, 1945, Vol. 10, p. 696.

(14) Repertory of United Nations Practice, Vol. IV, pp. 11-12.

ないことに同意された。⁽¹⁵⁾一方既に情報を送付していた諸国および情報を送付する意向を回答で示した諸国は、オーストラリア、ベルギー、デンマーク、フランス、オランダ、ニュー・ジーランド、英国および米国の8カ国で、それらが提示した地域は74を数えた。⁽¹⁶⁾これら諸地域を第一総会第二部は、総会決議〔66（I）〕の中でこれを列挙した。

以上の手続は、非自治地域の決定を各国連加盟国にゆだねていたことを示すものである。⁽¹⁷⁾すなわち事務総長の書簡に肯定的な回答を与えた地域だけを列挙した。しかしこのことは非自治地域の決定を各加盟国にまったくゆだねていたものと見ることはできない。すなわち事務総長は加盟国が示した非自治地域を、事務総長自身がこれを基にしてリストを作成したのではなく、総会決議をもってこれを列挙し承認を与えたのである。しかし総会は、加盟国の意向にかかわらず総会自ら非自治地域を列挙したのではなく、消極的にこれを承認したものであったことは認められなければならない。

この1946年に非自治地域のリスト作成にとられた手続は、それ以後もとられた。1955年12月に16カ国の国連新加盟国のそれぞれにたいして、事務総長は1956年2月24日書簡を送付し、非自治地域を施政するならば事務総長に通告するよう要請した。これにたいして、1956年11月10日までに、事務総長は第73条の下の地域を施政していないという12カ国の回答を受けとった。⁽¹⁸⁾またその後国連に加盟したモロッコ、チュニジアおよびスーダンにたいし、事務総長は同様の質問を行い、さらに日本、ガーナ、マラヤ連邦およびギニアにたいしても同様の手続がとられた。⁽¹⁹⁾しかし1959年2月2日のギニアにたいす

(15) Yearbook of United Nations, 1946-47, p. 208.

(16) この74の地域の推定人口は約2億1,500万人。その内東南アジアおよび太平洋地域の住民は1億1,500万人以上。アフリカおよびその隣接諸島のそれは9,300万人。カリブ地域約600万人。 Progress of the Non-Self-Governing Territories under the Charter, Vol. I, 1961, p. 6.

(17) Martinho Nabre de Mello, Aspect juridique fondamentaux de la "Question Portugaise" à l'O.N.U., Revue de Droit International, 1961, No. 1, pp. 7-8.

(18) Repertory of Practice of United Nations Organs, Supplement No. 1, vol. 11, p. 153.

(19) Everyman's United Nations, 1959, p. 350.

(20)
る書簡を最後に、1960年以後の国連新加盟国にたいしては、以上の手続がとられている事実はないのであって、後に見るように国連自身が非自治地域を決定するようになった後は、以上の手続がとられる必要がなくなったからであると考えられる。

総会は1946年にその決議でもって74の非自治地域を列挙したが、このリストが施政国の自発的提示を基にして作られたことから、反植民地主義諸国から、それら以外にも非自治地域があるという主張が当然出そうなものである。というのは植民国家としては、第11章の義務から逃がれるために、出来るだけ非自治地域の申し出をさし控えようとするからである。

しかしまず現われたのは、74の地域以外に非自治地域が存在するというのではなく、それらの地域の中に非自治地域でない地域が含まれているということであった。グアテマラは英領ホンジュラスにたいして英国の主権は認められないと主張し、パナマはパナマ運河地帯の主権を米国に譲渡したものでないのであるから非自治地域のリストに含めることはできないと主張した。⁽²¹⁾ フォークランド島についてはアルゼンチンはそれにたいする英国の主権を認めないとし、⁽²²⁾ ソ連は蘭領インド諸島にたいしてインドネシア共和国は独立国であるからその情報は考えられないとし、アデン保護領にはイエメンが、香港内の九竜および新界 (New Territories) にたいし中国がそれぞれ主張した。⁽²³⁾ このように反植民地主義諸国側から、列挙された地域以外に非自治地域が存在するという主張が当時聞かれなかったことは、彼らが非自治地域として考えていた地域がそれに一応含まれていたからであるとも言えるであろう。

(20) Yearbook of United Nations, 1959, pp. 298-299.

(21) パナマ共和国の抗議後、米国はその地域の情報を送付していない。 Robert E. Asher, *The United Nations and Promotion of the General Welfare*, 1958, p. 892.

(22) アルゼンチンはその後も一貫して主張しているが、1962年南極条約の条件に含まれている南緯60度以南の地域については、アルゼンチンの主張から除外した。 Report of the Committee on Information from Non-Self-Governing Territories, 7th Session, Supplement No. 15 (A/5215), 1962, p. 2.

(23) Progress of the Non-Self-Governing Territories Under the Charter, vol. 1, 1961, p. 6; Yearbook of United Nations, 1946-47, p. 210.

ii) ベルギー・テーゼ

以上のように列挙された非自治地域にたいし、反植民地主義諸国は、憲章上の規定を最大限に利用し、より強い国連の監督下におこうとした。例えば送付される情報を審査する委員会を設置したり、また第73条(e)に含まれていない政治的情報を強く求めた。これにたいして施政国がとった戦術は、形式的な自治を与えて、第11章の義務から離れようとしたことである⁽²⁴⁾。さらに施政国の反植民地主義諸国にたいする武器として使ったことは、列挙された地域以外にも非自治地域が存在するというものである。1946年の総会で英国は、主権国の国内に従属人民がおり、これにたいして国連は注意を払わなければならないと主張した⁽²⁵⁾。この主張を発展させたのがベルギーであって1949年以後くり返しこれを持ち出してきた。1946年に非自治地域として列挙された地域は、アラスカを除いてすべて海外にあった。これにたいしてベルギーは、公海によって本国から離れた従属地だけでなく、国内の従属人民も第11章の適用を受けるべきであると主張し、海外の従属地域だけに限定することは海水にたいする誤謬 (Salt-water fallacy) だというのである。これがいわゆるベルギー・テーゼ (La thèse Belge) といわれるものである。

それではこの主張はどのような根拠に基づいて主張されているのであろうか。ベルギーは、第一に条文解釈上次のようにいう。植民地および保護領という言葉は憲章には存在しない。憲章は非自治地域を「人民がまだ完全には自治を行うに至っていない地域」であるとのべているが、明らかに植民地および属領の人民だけが、まだ完全に自治の手段を得ていないものであるということではできない。また第74条は本土と非自治地域とを区別しているが、非自治地域の定義は第73条で表明されているのであって第74条ではないとする。第二にベルギーが根拠とする点は事実上の問題からである。植民地および属領がまだ完全に自治を達成していない唯一の地域であるとすれば、アメリカ、

(24) 1947年には74の地域の内12の地域についての情報が提出されなかった。

(25) C. E. Toussaint, *The Colonial Controversy in the United Nations*, op. cit., pp. 177-178.

アジアの原住未開人や準未開人は憲章の意味において十分自治を達成しているという主張に等しいとする。第三に道徳上・人道上の観点から次のように主張する。連盟規約第23条(b)の規定は、憲章第11章とほとんど同一の表現であり、その義務は第11章に表わされている。かつていかなる者もその義務は、植民地および従属地に限られるとは主張しなかったし、またすべての原住民を含むという考えを争わなかった。これら原住民に関心を払う必要がなくなったというほど国際社会が発展したとはいえない。憲章の条件下で原住民が資格ある保護をとりもどすことは基本的人道的義務である⁽²⁶⁾と主張する。そして1952年にベルギーが発言した際、当時60の国連加盟国の内、半数以上の国家に後進原住民が存在すると指摘した⁽²⁷⁾。

他の施政国もこの主張に同調し、例えば第17総会において英国は、「第二次大戦の間およびそれ以後、ソ連によって取得された地域、すなわちエストニア、ラトビア、リトアニア、南樺太、千島について憲章第73条の下の情報は送付されなかった。従属地域についての憲章の関連規定を履行する第一段階として、ソ連は第73条(e)に従って、これらの従属地域について情報を送付すべきである⁽²⁸⁾」と主張した。また米国も、「ソ連植民地主義の人種的不幸、すなわちクリミアのタタール人、カルムック人、インギッシュ人、バルチックおよび中央アジアの諸国が存在する⁽²⁹⁾」と主張し、対ソビエト関係においてベルギー・テーゼを援用した。

それではこのベルギー・テーゼにたいする反植民地主義諸国の反応は如何であったであろうか。反植民地主義諸国は、これに強く反対した。とりわけ強く反対したのは、国内にインディアンを抱えているラテン・アメリカ諸国であった。ペルーは、「ラテン・アメリカのインディアンの社会的・文化的地位は、アフリカの原住民よりはいいそう良いものであり、ラテン・アメリカ

(26) General Assembly, Official Records, VIII, Plenary, p. 310.

(27) General Assembly, Official Records, 4th Committee, 1952, p. 23.

(28) General Assembly, Provisional, A/PV. 1175, 1962, p. 41.

(29) General Assembly, Provisional, A/PV. 1171, 1962, pp. 18-20.

諸国とくにペルーの立法はインディアン人民の権利にとくに整備された保護を与えており、また植民国家の態度とは異なり、アメリカ人民はインディアンを国家の構成部分と見なしている⁽³⁰⁾」と主張し、情報送付の必要がないことを説明した。またグアテマラは、「グアテマラではグアテマラ人民しか存在しない。普通選挙や公務への登用の平等を含めて、憲法の下で同じ政治的および市民的権利を享受している。憲章第11章は、独立国の国境内には妥当しないのである⁽³¹⁾」とし、メキシコも、「メキシコにたとえ原住民と他の人民との間に分離があっても、とにかくメキシコが取り除こうとしている植民地時代の残滓である⁽³²⁾」として反対した。

このような対立において、国際法学者の見解は、ベルギー・テーゼを認めていないとすることができる。Kelsen は、「『人民がまだ完全には自治を行うにいたっていない地域』という定義は非常に曖昧である。『自治』という言葉は、非常に異なった意味に解釈されるし、さらに第11章の適用において、本国内の人民をおそらく除外することを意図されているにもかかわらず、明確に表明されていないからである⁽³³⁾」とこの定義の不明確性を指摘するが、国内の従属人民をも包含するとはしていない。Kunz は、「植民地拡張 (colonization) は海外への進出によってなされようとも、隣接地域になされようとも植民地拡張である。ベルギー・テーゼは植民国家の防禦のためだけでなく、第11章で保護されていない多くの後進人民のためになる反撃である⁽³⁴⁾」というものの、「第11章は、民族集団 (Nationality) や少数民族問題について⁽³⁵⁾」というのである。Alf Ross は、第11章は国連の加盟国である地域に適用されないとし、このことは第78条の「国際連合加盟国の間

(30) General Assembly, Official Records, 7th Session, 4th Committee, 1952, p. 31.

(31) *ibid.*, p. 40.

(32) *ibid.*, p. 41.

(33) Hans Kelsen, *The Law of the United Nations*, 1966, p. 555.

(34) Josef L. Kunz, Chapter XI of the United Nations in Action, A. J. I. L., Vol. 48, 1954, p. 109.

(35) *ibid.*, p. 105.

の関係は、主権平等の原則の尊重を基礎とするから、信託統治制度は、加盟国となった地域には適用しない」という規定から類推されなければならないと説くのである。⁽³⁶⁾ Toussaint は、「ベルギー・テーゼは、道徳的な観点からは支持しなければならないが、法的にはほとんど支持しえない。すなわち第74条の規定は、本土と非自治地域を区別している。そして第2条1項とともに読まれる第2条7項は、平和に対する脅威が存在する場合を除いて国家の国内問題への干渉を是認していない⁽³⁷⁾」からであると解釈するのである。

それではベルギー・テーゼは、現在の国連の実践面で第11章の問題として認められているのであろうか。1960年第15総会において採択された「国際連合憲章第73条(e)による情報送付の義務ありや否やを決定する加盟国指導原則」〔総会決議1541 (XV)〕の原則4において、「それを施政する国家から地理的に分離し、人種的および（あるいは）文化的に異なっている地域について情報送付の義務が存在する」と定めた。ここでははっきりと非自治地域は、地理的に施政国から分離した地域であるとのべられているのであって、ベルギー・テーゼはまったく受け入れられていない。それでは同総会において採択された「植民地独立付与宣言」〔総会決議1514 (XV)〕においては如何であろうか。この宣言は単に非自治地域だけでなく、「信託統治地域および非自治地域、または、まだ独立を達成していない他のすべての地域」の住民が完全な独立と自由を享受しうるような早急な措置が講ぜられなければならないと宣言している。後で見るように、この宣言を履行するために設置された「植民地独立付与宣言履行特別委員会」は、1963年に宣言の対象となる地域の暫定的リストを作成したが、ベルギー・テーゼのいう地域はそれにリストされてはいない。

このように現在の国連の態勢において、ベルギー・テーゼは、まったく受

(36) Alf Ross, *Constitution of the United Nations*, 1950, p. 108.

(37) C. E. Toussaint, *The Colonial Controversy in the United Nations*, op. cit., pp. 179-180. なお以上の学者以外にも Baron F. M. van Asbeck, J. Mulenzi, Benjamin, A. Mathoit, Rivlin 等も認めていない。

け入れられていない。しかしそれは、以前に作成された非自治地域のリストは完全なものではないという一般的な認識を諸国に与えたという意味では評価されなければならない。⁽³⁸⁾

iii) スペインおよびポルトガル領問題

1946年非自治地域として列挙された地域以外に非自治地域が存在するという反植民地主義諸国の主張が聞かれなかったことは既に記した。しかし彼らが明らかに非自治地域を保有していると考えていたポルトガルおよびスペインが、1955年に国連に加盟し、事務総長の非自治地域を施政しているや否やをたずねる書簡にたいし、ポルトガルはそのような地域を施政していないと回答した⁽³⁹⁾ことから問題が生じた。ポルトガルは、「単一国家であって」、⁽⁴⁰⁾「法的にも実際的にもポルトガル海外州の地位は、本土の州の地位と同一である」と主張し、第73条の非自治地域でないとしたのである。

このようなポルトガルの態度により第11総会第4委員会の審議は、第11章の適用を解釈する総会の権限問題に集中した。ポルトガルは、「非自治地域の情報問題についての政府からの回答が問題にされたのは初めてのことである。これは驚くべきことである」⁽⁴¹⁾としてポルトガルにたいする差別待遇を強調し次のようにいう。「今日まですべての加盟国にたいして、事務総長が書簡を送付したことに差別はなく、また第4委員会での問題にならなかった。原加盟国の回答が問題にならなかったのにたいし、新加盟国の回答が今や攻撃されている事実から差別が生じている。」「事務総長への回答の問題について総会によって採択された決議は、1946年の総会決議 [66 (I)] だけであり、そ

(38) Usha Sud, *Committee on Information from Non-Self-Governing Territories: Its Role in the Promotion of Self-Determination of Colonial Peoples*, *International Studies*, vol. 7, No. 2, 1965. p. 324.

(39) *Repertory of Practice of United Nations Organs*, Supplement No. 1, Vol. II, p. 153.

(40) *General Assembly, Official Records*, 11th Session, 4th Committee, 620th meeting, p. 353; 616th meeting, p. 333.

(41) *ibid.*, 620th meeting, p. 353.

れは単に政府から受理された回答を記録に留めているだけであった。いかなる主張もこの単純な事実を変えることはできない。」⁽⁴²⁾ 他のすべての施政国はこの問題に関して総会に決定すべき権限がないということに一致した。フランスは、「非自治地域を施政しているかどうかは国家のみが決定する権限がある」とし、⁽⁴³⁾ アメリカも、「各加盟国のみが情報を与えるべき地域を決定するのである。いかなる国家もその決定をなす外部の権限を認めることはできない」とした。⁽⁴⁴⁾

一方反植民地主義諸国の態度は、国連は第11章の地域を決定することはできないが、しかし一旦非自治地域であると宣言されれば、施政国はいつその地域が非自治地域でなくなるかについて唯一の責任を持つものではないとする態度を、施政国の情報の停止が問題になった際にとっていたが、ポルトガルおよびスペイン領問題を転機として従来の立場に留まらなかつた。⁽⁴⁵⁾ すなわち今や地域決定の場合にも、情報停止の場合と同様に総会の権限を認めさせようとするのである。例えばイラクは、「新加盟国への事務総長の書簡で生じた問題は、第4委員会および各政府によって、事実に基づき詳細に審議される必要のある問題である」とし、⁽⁴⁶⁾ チェコスロヴァキアは、「情報停止が適当であるかどうかを決定する権限がある総会は、また情報を開始すべきかについて決定する権限がある。その権限は施政国にあるのではない」とする。⁽⁴⁷⁾ このように施政国の情報停止の場合での総会の権限を確立していた反植民地主義諸国は、非自治地域の決定の場合にも総会の権限を主張し、施政国と激しく対立した。

(42) *ibid.*, 622nd meeting, p. 364; 623rd meeting, pp. 368-369.

(43) *ibid.*, 621st meeting, p. 362.

(44) *ibid.*, 617th meeting, p. 339.

(45) Daniel S. Cheever, *Organizing for Peace, 1954*, pp. 702-703; *International Responsibility for Colonial Peoples, International Conciliation*, No. 458, 1950, p. 73.

(46) *General Assembly, Official Records, 11th Session, 4th Committee, 614th meeting*, pp. 329-330.

(47) *ibid.*, 620th meeting, p. 354.

このような第4委員会での対立の中で、セイロン、ギリシア、リベリア、ネパールおよびシリアは、総会は憲章第11章の規定の適用を研究し、とくに国連新加盟国が第73条の下の地域を施政しているかどうかについて事務総長に送付した回答を研究するアド・ホック委員会を設置する提案を行った。さらに同提案は、スペインなどすべての新加盟国が事務総長に回答していなかったことにより、1957年6月1日までに事務総長に憲章第11章の適用について書面で表明するよう新加盟国に要請していた。またこのアド・ホック委員会は、第12総会に研究結果を報告するよう求められていた。この提案は、第4委員会では賛成35、反対33、棄権4で受け入れられたものの、総会本会議では、第18条の重要問題であるから^{2/3}の多数を必要とするとする施政国側の戦術によって否決されてしまった(35—35—5)⁽⁴⁸⁾。この問題は、ふたたび第12総会にもち出され前年よりも広い範囲にわたって審議された。17カ国は、情報の送付についての加盟国の見解を要約するよう事務総長に要請し、またその要約を研究する6カ国委員会を設ける提案を行い第4委員会はそれを採択した。しかしこのたびも第18条2項の重要問題であるとして、この決議案は葬られた(40—30—10)。しかし反植民地主義諸国は、これが重要問題であるということに甘んじたのではない。非自治地域に関する問題についての決議案は、本会議では単純多数決で行なわれるべきであるという同意を得ようとしたコスタリカ、ギリシア、イラク、メキシコおよびユーゴスラヴィアは、第6委員会にその支持を求めようとした。第4委員会の第6委員会への要請は、総会が当該問題に関し第18条3項に規定されている重要問題の新たな部類の決定を行わない場合、第18条2項にそれが列挙されていないことから^{2/3}の多数によって決定するべきかどうか、というものであった。しかし総会はこの会期での非自治地域に関する事業を既に終えてしまっていることから、第6委員会が第4委員会の要請に答えることは適切でないとして、結局これら諸国の努力は酬いられなかった⁽⁴⁹⁾。

(48) Yearbook of the United Nations, 1956, p. 291.

(49) Issues before the thirteenth General Assembly, International Conciliation, No.

スペインも1958年11月に事務総長にたいし、「スペインはいかなる非自治地域も保有していない。なぜならアフリカにおけるスペイン主権下の地域は現行の立法からスペインの州としてあつかわれているからである」⁽⁵⁰⁾と通告した。この年の第13総会においても、前年と同様なことを事務総長に要請し、また「非自治地域情報委員会」がそれを研究および分析し、総会に報告することを求める16カ国案が提出された。これは第4委員会では採択されたものの、本会議ではポルトガルの $\frac{2}{3}$ の多数投票を求める戦術により撤回された。また同会議において、イラク、リベリア、メキシコおよびモロッコは、非自治地域についての決議の採択のために必要とされる表決手続について、国際司法裁判所の勧告的意見を求める決議案を提出した。しかし総会はそれを審議しないとしたことにより投票に付されなかった。⁽⁵¹⁾

このようにして3年間反植民地主義諸国の努力は実らなかった。しかし1959年の第14総会において、ついに第73条(e)による情報送付の義務が存在するや否やの決定に加盟国を指導する原則を研究し、第15総会に報告する特別委員会を設置する妥協案が成立した〔総会決議1467 (XIV)〕。同決議によれば、特別委員会の構成は施政国3、非施政国3の6カ国で構成されることになっており、第4委員会によって、オランダ、英国、米国(以上施政国)、インド、メキシコ、モロッコ(以上非施政国)⁽⁵²⁾が選ばれた。翌年の第15総会に、この6カ国特別委員会は、憲章は生きた文書であり第11章の義務は時代の変りゆく精神にのっとって考察されなければならないと強調して報告をなし、これを基に総会は12指導原則を採択した〔総会決議1541 (XV)〕⁽⁵³⁾。それによ

519, 1958, p. 86-87.

(50) Yearbook of United Nations, 1959, p. 299.

(51) Issues before the fourteenth General Assembly, International Conciliation, No. 524, 1959, pp. 53-54.

(52) また同決議は加盟国にたいし、以上の原則について加盟国の見解を知るために1960年5月1日までに事務総長に書面で回答を送付するよう求めている。これに回答した国は21である。国際連合第15総会の事業、上巻、207頁。

(53) 賛成62, 反対3(ポルトガル, スペイン, 南ア), 棄権19(社会主義諸国9, オーストラリア, ベルギー, 中国, ドミニカ, フランス, イタリア, オランダ, ニュー・ジラランド, 英国, 米国),

れば、地理的に施政国から分離し、人種のおよび（または）文化的に異なる地域については情報送付の義務があること（原則4）、非自治地域は(a)主権独立国家としての建国、(b)独立国との自由な連合、(c)独立国への併合、によって完全な自治に達すること（原則6）、またポルトガルおよびスペインは、憲法上の規定を援用していたことから、第73条(e)の下の非自治地域の情報送付は、安全および憲法上の考慮から必要な制限に従うことが認められているが、この制限は第11章の義務から加盟国を免がれさせるものではないこと（原則10）が記されている。

1960年11月8日、A・A8カ国は、12原則をスペインおよびポルトガル領に適用して情報送付の義務ありと断じ、スペインおよびポルトガル領を列挙した決議案を提出した。総会の圧力に従うかもしれないという徴候を前会期に示していたスペインが、⁽⁵⁴⁾必要な情報を送付すると同意したことにより、結局総会決議 [1542 (XV)] は、スペイン政府の声明を歓迎し、ポルトガル施政下の領土を憲章第11章の非自治地域であるとして9つの地域を列挙した。⁽⁵⁵⁾このことは、17の新興国が加盟を認められてA・A諸国の比重が増大した1960年に、国連がとった方式は大きく変わったことを示すものである。すなわち1960年に至る国連の慣行では、事務総長が加盟国に非自治地域を施政しているかを尋ねる書簡を送付し、その回答で施政国が認めた地域を非自治地域とするものであった。しかしポルトガル領問題では、総会自身が非自治地域であると決定したのである。

さらに総会自身が非自治地域を認定したのは、ポルトガルの海外領土だけではなかった。すなわち英国は、1923年以来南ローデシアは国内問題に関し

(54) スペインが情報を送付するとのべたのは、第4委員会の第1048会議であった。

(55) 非自治地域として上げたものは次の諸地域である。(a) The Cape Verde Archipelago, (b) Guinea, called Portuguese Guinea, (c) São Tomé and Príncipe, and their dependencies, (d) São João Batista de Ajudá, (e) Angola, including the enclave of Cabinda, (f) Mozambique (g) Goa and dependencies, called the State of India, (h) Macau and dependencies, (i) Timor and dependencies. なお現在 (d) および (g) はポルトガル施政下になく、ダホメおよびインドによりそれぞれ併合された。United Nations Review, vol. 10, No. 1, 1963, p. 18.

十分な自治を達成しているとして、非自治地域ではないと主張したの⁽⁵⁶⁾にたいして、反植民地主義諸国は南ローデシアの自治は少数部分の白人の手中に握られていると主張した。⁽⁵⁷⁾そこで反植民地主義諸国は、第16総会第1次再開会期において、南ローデシアは自治を達成した地域であるか否かを植民地独立付与宣言履行特別委員会で審議し、その結果を第17総会に報告することを求める決議 [1747 (XVI)] を採択させた。第16総会第2次再開会期へのこの特別委員会の報告は、(1)南ローデシアは少数者である白人の支配下であり、多数のアフリカ住民の権利と利益が侵害されている。(2)1961年の憲法は選挙権を人種によって差別しており、同憲法によって実施される選挙は住民の圧倒的多数が反対しているから、もし強行されれば不測の事態もおこりかねない。(3)イギリスはこの憲法を停止し、あらゆる政党の参加する新しい憲法制定会議を召集すべきである。(4)南ローデシアは非自治地域である、等を含んで⁽⁵⁸⁾いた。一方本会議はこの結論を承認し、南ローデシアは非自治地域であると認定した。

ポルトガルは、既にのべたようにポルトガルにたいする差別待遇であると強く非難したが、総会が非自治地域の認定を行ったのは新加盟国にたいしてだけではない。南ローデシアの場合、その施政国は英国という原加盟国であった。このことはポルトガルにたいして例外的になされたものではないことを意味するのである。このように国連自身が非自治地域を認定するようになり、それ以後新加盟国にたいして非自治地域を施政するや否かを尋ねる慣行がなくなったのはその必要性が認められないからである。

Kelsen が指摘しているように、「総会は第11章に規定された問題について勧告する権限があり、それは第11章の規定を適用する意味であるならば、総会は勧告の形でこれらの地域を指定することができる。しかし総会の勧告は

(56) General Assembly, A/5238, pp. 85-88.

(57) 例えば *ibid.*, p. 93.

(58) 国際連合第16総会の事業, 下巻, 221頁: 山手治之, 植民地独立と現代国際法, 岩波講座現代法12, 121頁。

なんら拘束力を持っていない。それゆえ第11章の下の義務が言及する地域はどの地域かを決定することは、最終的には加盟国によるのである⁽⁹⁵⁾」が、以上の実践を通じて植民地問題にたいする国連の態勢は非常に強化されてきていることを軽視することはできない。 (未完)

(59) Hans Kelsen, *op. cit.*, p. 556.